

長田ちびっこ保育園 個人情報管理規程

第1条（目的）

本規定は、長田ちびっこ保育園（以下「当園」という。）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当園が保有する情報の紛失・漏えい・改ざん等を防ぎ、情報管理に関する社会的責任を目的とする。

第2条（対象となる情報）

本規定の対象となる情報は、当園で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

第3条（適用範囲）

本規定は、当園の職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当園に所属しないスタッフに対しても本規定の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、下記の規定に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第4条（個人情報管理責任者）

個人情報管理責任者は、園長とする。

第5条（個人情報管理者）

副園長を個人情報管理者とする。

第6条（個人情報保護相談窓口担当者）

個人情報保護相談窓口担当者は、個人情報管理者及び主任保育士とする。

第7条（個人情報保護に対する基本方針）

個人情報保護に関する当園としての基本方針を定め、これを公表する。

第8条（職員の個人情報の取扱い）

職員は、採用時に本規定及びその他個人の情報管理に関する規則を遵守する旨の誓約書を園に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。

第9条（個人情報の収集）

- 1 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示により外部に公表する。
- 2 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済の個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理責任者の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約書等書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により保護者に対して利用目的を明示するものとする。

第10条（個人情報の保管）

- 1 当園で保管する個人情報は、個人情報をファイリングした書類により管理するものとする。
- 2 当園で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な対策を行う。
- 3 職員は、個人情報管理責任者の承認なく、個人情報を園外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得た上で、個人情報保護に関する契約書（委託事業者用）を締結してこれを行うものとする。

第11条（個人情報の利用）

- 1 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用してはならない。但し、法令の定めに基づく場合を除く。
- 2 データ入力等の為、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用禁止、業務終了後の情報の返還又は破棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

第12条（個人情報の廃棄）

- 1 保管期限を経過した個人情報、又は、当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。
- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第13条（第三者提供）

業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として保護者の同意を得るものとする。

第14条（保護者からの照会対応等）

個人情報に関する保護者からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び照会に関して個人情報相談窓口担当者が速やかに対応する。

第15条（教育）

個人情報管理者は、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する再確認を行う。また、ボランティア、実習生に対しても、個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取扱いを行うよう指導する。

附則

本規定は、平成28年4月1日より施行する。